

(書式 2-3-15)

祭祀承継者についても合意した遺産分割協議書

遺産分割協議書

(被相続人の表示)

氏 名 ○○○○
生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日
本 籍 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
最 後 の 住 所 地 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
死 亡 年 月 日 平成○○年○○月○○日

上記被相続人の相続につき、相続人である長男○○○○及び長女○○○○は、協議の上、以下のとおり遺産を分割し相続することを合意した。

(金融資産)

第1条 長男○○○○及び長女○○○○は、下記の預金につき、各2分の1ずつ取得する。

記

○○銀行 ○○支店 普通預金 口座番号○○○○

(祭祀承継者)

第2条 長男○○○○及び長女○○○○は、○○市○○町○○丁目○○番○○号の○○霊園内の墓地(○○地区、○○番)の使用権と墓石の所有権を長男○○○○が承継することを合意する。

- 2 長男〇〇〇〇及び長女〇〇〇〇は、〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号の被相続人が最後に居住した建物内にある仏壇仏具、及び先祖代々の位牌の承継者を長男〇〇〇〇とすることを合意する。
- 3 被相続人及びその先祖代々の祭祀については、長男〇〇〇〇がその責任と費用でもって執り行うものとし、長女〇〇〇〇はこれに対し何らの異議も申し立てない。

(本協議書に記載なき遺産の相続)

第3条 本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産は、長男〇〇〇〇及び長女〇〇〇〇で別途分割協議を行い、これを相続する。

以上のとおり、遺産分割協議が真正に成立したことを証するため、本協議書を2通作成して署名押印し、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(住所)

(氏名)

Ⓜ

(住所)

(氏名)

Ⓜ

解説

- 1 墓地の使用権、墓石、仏壇等の所有権の承継は、他の相続財産のように共同相続人全員に一定の割合で相続させると、将来の祭祀に問題が生じると共に、そもそも分割が不可能である。

そこで、民法第897条により、他の相続財産と異なり、慣習等で単独で承継することが求められている。

- 2 慣習や被相続人の指定等で相続人間で合意が得られない場合は、家庭裁判所で承継者を決定することも可能である。

- 3 従来は、長男等が承継者となり、わざわざ文章化することもなかった。

しかし、祭祀を行う費用の負担等でもめることもないわけではないため、文章化しておいた方が将来の紛争の予防になると思われる。

* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/>

をご覧ください。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所